

議案第6号

東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年2月23日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年
東村山市条例第11号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東村山都市計画廻田町一丁目地区地区計画の区域内における建築物の敷
地、構造及び用途に関する制限等を行うため、本案を提出するものでありま
す。

東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年東村山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」を「以下本則において「法」に改める。

別表第1に次のように加える。

5 廻田町一丁目地区地区整備計画区域	平成28年11月10日東村山市告示第236号に定める東村山都市計画廻田町一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------------	--

別表第2中「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に改め、同表に次のように加える。

5 廻田町一丁目地区地区整備計画区域

(1) 低層住宅中心地区	建築物の敷地面積の最低限度	120㎡とする。ただし、市長が公共公益上必要かつ良好な居住環境を害するおそれがないと認めたものについては、この限りでない。
	壁面の位置の制限	道路境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の各部分までの距離は1m以上でなければならない。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさく（門を除く。）の構造は、生垣とする。ただし、高さ0.6m以下のコンクリートブロック塀等は、この限りでない。

(2) 生産研究地区	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む店舗型の風俗営業施設 (2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 建築基準法別表第2(へ)項第5号に規定する倉庫業を営む倉庫
	建築物の敷地面積の最低限度	100㎡とする。ただし、市長が公共公益上必要かつ環境の悪化をもたらすおそれがないと認めたものについては、この限りでない。
	壁面の位置の制限	低層住宅中心地区と生産研究地区とを区分する道路境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の各部分までの距離は1.5m以上でなければならない。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさく(門を除く。)の構造は、生垣とする。ただし、高さ0.6m以下のコンクリートブロック塀等は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

東村山市地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 条 例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下本則において「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限（以下「建築制限」という。）を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

別表第1（第3条）

名称	区域
(略)	
5 廻田町一丁目地区 地区整備計画区域	平成28年11月10日東村山市告示第236号に定める東村山都市計画廻田町一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条）

1 東村山駅西口地区地区整備計画区域

(1) 駅前地区	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定される「店舗型性風俗特殊営業」</u> を営む風俗営業施設 (2) (略)
	(略)	(略)

旧 条 例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限（以下「建築制限」という。）を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

別表第1（第3条）

名称	区域
(略)	

別表第2（第4条）

1 東村山駅西口地区地区整備計画区域

(1) (同左)	(同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(1) <u>風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定される「店舗型性風俗特殊営業」</u> を営む風俗営業施設 (2) (略)
	(略)	(略)

新 条 例

(2) 駅前 業務 地区	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定される「店舗型性風俗特殊営業」を営む風俗営業施設</u> (2) (略)
(3) 沿道 商業 地区	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定される「店舗型性風俗特殊営業」を営む風俗営業施設</u> (2) (略)
	(略)	(略)
(4) 住商 複合 地区	建築物の用途の 制限	<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定される「店舗型性風俗特殊営業」を営む風俗営業施設は、建築してはならない。</u>

2～4 (略)

5 廻田町一丁目地区地区整備計画区域

(1) 低 層	建築物の敷地面 積の最低限度	<u>120㎡とする。ただし、市長が公共公益上必要かつ良好な居住環境を害するおそれがないと認めたものについては、この限りでない。</u>
---------------	-------------------	--

旧 条 例

(2) (同 左)	(同左)	(同左) (1) <u>風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第2条第6項に規定される「店舗型性風俗特殊営業」を営む風俗営業施設</u> (2) (略)
(3) (同 左)	(同左)	(同左) (1) <u>風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第2条第6項に規定される「店舗型性風俗特殊営業」を営む風俗営業施設</u> (2) (略)
	(略)	(略)
(4) (同 左)	(同左)	<u>風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第2条第6項に規定される「店舗型性風俗特殊営業」を営む風俗営業施設は、建築してはならない。</u>

2～4 (略)

新 条 例

旧 条 例

住宅中心地区	壁面の位置の制限	道路境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の各部分までの距離は1 m以上でなければならない。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさく（門を除く。）の構造は、生垣とする。ただし、高さ0.6 m以下のコンクリートブロック塀等は、この限りでない。
(2) 生産研究地区	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む店舗型の風俗営業施設 (2) 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 建築基準法別表第2（へ）項第5号に規定する倉庫業を営む倉庫
	建築物の敷地面積の最低限度	100㎡とする。ただし、市長が公共公益上必要かつ環境の悪化をもたらすおそれがないと認めたものについては、この限りでない。
	壁面の位置の制限	低層住宅中心地区と生産研究地区とを区分する道路境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の各部分までの距離は1.5 m以上でなければならない。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさく（門を除く。）の構造は、生垣とする。ただし、高さ0.6 m以下の

旧 条 例	

新 条 例

コンクリートブロック塀等は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

旧 条 例